※入札公告を必ず確認してください。（海老名市ホームページに掲載しています）

入札案件概要書（一般委託）

契約番号：7695

件　　名	公共下水道管渠内清掃点検委託（伏越部及び圧送管部）	
履行場所	海老名市東柏ケ谷六丁目ほか１　地内	
期　　間	令和７年 10 月 22 日　～　令和８年１月 23 日	
契約の内容等	別紙　仕様書等　のとおり	
予定価格	2,816,000 円（税込）	2,560,000 円（税抜）
最低制限価格	有り（開札後算定型） 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格（50%）未満の場合 ※ただし、予定価格（税込）100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○　前払金額の制限 **契約金額の 15%以内（海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。）※前払金の上限金額は 5,000 万円以下** ○　業務主任者及び管理技術者の他案件（本市入札案件）との兼任不可 契約保証 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 **※現金納付及び実績による免除はありません。** （ア）金融機関又は保証事業会社の保証 （イ）公共工事履行保証証券による保証　（履行ボンド） （ウ）履行保証保険契約の締結　（定額てん補）	
入札方法等	条件付一般競争入札（電子入札）	
質疑 （仕様等に関する事項）	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	405　清掃請負（庁舎外）	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	**第 4 区分**	第１・第２区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○神奈川県の産業廃棄物収集運搬業許可（汚泥）を有すること。 ○管理技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、次のいずれかの資格を有すること。 ・下水道管路管理総合技士 ・下水道管路管理主任技士 ○酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の技能講習を修了している者を配置すること。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 （システム添付）		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 （本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出） ○「許認可等調書」 ・神奈川県の産業廃棄物収集運搬業許可を確認できる書類の写し ○「配置技術者等の資格・実績等調書」 ・管理技術者の資格及び３ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、	

	原則として健康保険被保険者証の写し） **※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（３箇所）にマスキング（黒塗り）をして提出してください。**
落札候補者が 提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類をＦＡＸで提出してください。 （落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。） 〇委託業務主任者等選任届　及び　資格等 及び 3 ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し）

案内図

東柏ケ谷6
東柏ケ谷小
北の台小
蓼川
綾瀬こばと
東急リネン・サプライ
蓼川2
:人孔清掃・点検箇所
:圧送管清掃・点検箇所
:本管洗浄:点検箇所
PASCO
GeoTechnologies
30 m

案内図

N922
神奈川県産業技術センター
上今泉
705
2035
今泉小
2028
2043
海老名市署西
14
海老名ザ・レジデンス
6
5
エイビイ
パークホームズ海老名ブライトプレミア
2115
4
2100
5
パークホームズ
1019
加次食品
1052
5
国分北集会場
国分尼寺公園
30 m
相
模
線
シティホームズ海老名
泉1
28
26
24
13
12
11
8
246
今泉小
国分北
:人孔清掃・点検箇所
:伏越部清掃・点検箇所
PASCO
GeoTechnologies

公共下水道管渠内清掃点検委託（伏越部及び圧送管部）

第１章　総則

１．適用範囲

本仕様書は、海老名市（以下、「当市」という）が管理する下水道管路等施設内の清掃工および管路施設調査工に適用する。

２．用語の定義等

本仕様書において、次の各号に揚げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、下記については発注者及び請負者の間で、出来る限り書面にて行うものとする。

（1）指示とは、当市の発議により監督員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（2）承諾とは、請負者の発議により請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

（3）協議とは、監督員と請負者が対等の立場で、合議することをいう。

３．法令等の遵守

（1）請負者は、清掃及び点検作業（以下、「作業」という）を実施するにあたり、次に揚げる法律及びこれに関連する法令･条例・規則等並びに、当市が他企業等と締結している協議等を遵守しなければならない。

① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規
③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規
④ 緊急失業対策法（昭和 24 年法律第 89 号）及び同法関連法規
⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規
⑥ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規
⑦ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規
⑧ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規
⑨ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
⑩ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
⑪ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規
⑫ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
⑬ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規
⑭ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規
⑮ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及び同法関連法規
⑯ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び同法関連法規
⑰ 廃棄物の処理及び

清掃に関する法律　　（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規
⑱　水質汚濁防止法　　（昭和 45 年法律第 138 号）及び同法関連法規
⑲　酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）及び同法関連法規
⑳　労働安全衛生法　　（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法関連法規
㉑　振動規制法　　（昭和 51 年法律第 64 号）及び同法関連法規
㉒　神奈川県生活環境の
保全等に関する条例　（平成 9 年条例第 35 号）及び同条例関連規則等
㉓　海老名市下水道条例　（平成 12 年条例第 49 号）及び同条例関連規則等
㉔　海老名市契約規則　　（平成 15 年規則第 20 号）

（2）使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、請負者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。

4．提出書類

（1）請負者は、契約締結後速やかに施工計画書及び契約事務に関する届出等、その他これらに類する書類を提出し、承認を受けたうえ作業に着手すること。なお、業務計画書には下記内容を明記すること。
①　委託概要（案内図、契約内容等）
②　作業員名簿、資格者名簿（資格証の写し）、下請負人等の名簿や施工体系図
③　緊急連絡簿と体制図
④　主要機械の使用計画（所有区分、車検証の写し添付）、ガス検知器の検査証
⑤　工程管理計画（工程表）
⑥　写真管理計画
⑦　作業手順書（安全確認の方法、作業手順等）
⑧　安全管理計画（交通、酸欠防止等、有毒ガス対策、事故防止及び教育、地上と管渠内・作業場所との連絡方法、作業前中後の安全管理など）
⑨　各種許可書・協議書の写し（警察、道路使用、他企業者との協議等）
⑩　資格･許可書等の写し（産業廃棄物収集運搬業許可証等）
⑪　その他、監督員が添付を指示したもの

（2）提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更を行うこと。

（3）請負者は、作業の着手日から完成の日までの期間中、監督員の指示による日報・週報・月報にて作業状態を報告すること。また、作業の進捗についても同じとする。

（4）請負者は、作業が完了した時は速やかに下記書類を工期内に提出すること。なお、この書類の提出（手直しを含む）を持って業務完了届を受理することとします。
①　委託概要
②　出来高数量調書
③　点検調査記録表
④　マニフェスト伝票と集計表

⑤　汚泥運搬報告
⑥　安全管理報告（交通誘導警備員伝票と集計表、ガス検知器測定報告書）
⑦　作業報告書（日報、週報、月報等）
⑧　作業写真（作業箇所、着手前中後、安全管理状況、汚泥処分状況等）
⑨　その他、監督員が添付を指示したもの
⑩　契約事務に関する届出等

５．官公署への手続き及び他企業への協議

請負者は、契約後速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用許可、交通の制限等の届出、許可申請等を行いその許可を受けること。また、その他関係各企業者及び道路占用者と協議を行い、これを監督員に報告すること。

６．現場体制

（1）請負者は、契約締結後速やかに管路管理技士並びに、清掃の技術及び経験を有する管路管理専門技士を定めると共に、現場に管路管理技士または管路管理専門技士を常駐させて、所定の業務に従事させること。
（2）管渠内の作業を行う場合には、酸素欠乏硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
（3）請負者は、善良な作業員を選定し秩序正しい作業を行わせ、且つ、熟練を要する作業には相当の経験を有する者を従事させること。
（4）請負者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。これについては、当市の積算設計根拠を参考に行うこと。

７．地先住民等との協議

（1）請負者は、作業を実施するにあたり地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
（2）請負者は、地先住民等からの要望もしくは交渉があった時には、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応しその結果を速やかに報告すること。
（3）請負者は、いかなる理由があっても地先住民等から報酬、または手数料等を受けとってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。
（4）下請負人及び使用人等が前項の行為を行った時は、請負者がその責任を負うこと。
（5）地先住民等への作業予告（通知文書作成・配布）などは、請負者の責任と負担により行うものとする。

８．損害賠償及び補償

（1）請負者は、下水道施設に損傷を与えた時は直ちに監督員に報告しその指示を受けると共に、速やかに請負者の責任において原形復旧すること。
（2）請負者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた時

は、その復旧及び賠償について全責任を負うこと。なお、下請負人及び使用人等が作業にあたり損害を与えた場合についても、請負者は同様にその復旧及び賠償について全責任を負うこと。

９．工程管理

（1）請負者は、あらかじめ提出した工程に従い、工程管理を適正に行なうこと。

（2）予定の工程と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。

（3）日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝･休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

10．作業記録写真

請負者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、作業完了時には工種・工程順に編集した作業記録写真帳に整理し、監督員に提出すること。

（1）管渠内から、作業前後の管渠内部の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、適切な撮影方法及び方向にて撮影すること。

（2）人力又は、機械の種別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。この時、使用機材についても撮影を行うこと。

（3）作業記録写真には、契約件名、撮影場所、撮影日時、撮影対象や状況、請負者名を記載した黒板等を入れて撮影し、状況等を的確に表現できるよう工夫して整理すること。

（4）撮影頻度については、監督員と協議のもと決定すること。

11．環境配慮

本作業を行うにあたり、「海老名市役所環境方針」を遵守し、海老名市環境マネジメントプログラムに基づき、次のことに配慮すること。

（1） 搬出される産業廃棄物の適正な処理を行う。

（2） 清掃等業務実施時に使用する機器等の騒音、振動の削減を実施する。

（3） 清掃等業務実施時に必要とする車両は環境に配慮した車両の使用に努める。

（4） 清掃等業務実施時に使用する作業車両の効率的運用を図る。

（5） 清掃等業務実施時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起こさないように処理を行う。

（6） 業務実施時に電力を使用する際には節電に努める。

第２章　安全管理

１．一般事項

（1）請負者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆公害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

（2）作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
（3）事故防止を図るため、安全管理については施工計画書に明示し、請負者の責任において実施すること。

２．安全教育
（1）請負者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業の安全意識の向上を図ること。
（2）請負者は、厚生労働省で定める酸素欠乏硫化水素危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

３．労働災害防止
（1）現場の作業環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して作業に従事する者の安全を図ること。また、いかなる作業を行う場合でも、厚生労働省で定める酸素欠乏硫化水素危険作業主任者を常駐させること。
（2）マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省で定める酸素欠乏硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前に確認し、更に作業中は常時これを調査することとする。また、換気については作業前、作業中を問わず常に行い、作業員等全員が孔内から退去したことが確認出来るまで行うものとする。
（3）マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、転落防止の作業帯など保護具の装着をすると共に、呼吸用保護具等を常に現場に常備すること。
（4）作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な処置を講ずると共に、監督員及び関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な処置を講ずること。
（5）資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて且つ誘導員を配置すること。

４．公衆災害防止
（1）作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
（2）作業現場には、契約件名及び作業内容を明示した標識を設けると共に、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人や車両交通等の安全の確保に努めること。また、作業を行うために得た、警察及び道路管理者等の許可条件並びに指示に対して従わなければならない。
（3）作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、歩行者及び車両の通行誘導並びに整理を行うこと。なお、交通誘導警備員の配置人数については、当市の積算設計根拠を参考に行うものとする。

（4）作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めているもののほか、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。
（5）前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に報告すると共に、施工計画書に写し等を添付するものとする。

５．その他
（1）請負者は、作業にあたり下水道施設やガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
（2）万一、事故等が発生した時は、速やかに必要な処置を講ずると共に、緊急連絡体制に従い監督員及び関係官公署に報告を行うこと。
（3）前項の通報後、請負者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により当市に届け出ること。

第３章　清掃工

１．一般事項
（1）請負者は、業務計画書を１部作成した後、監督員の承諾を得て作業に着手すること。
（2）作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラーなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
（3）作業にあたり、仮締切を必要とする場合は監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流で溢水が起こらない構造で、且つ作業中の安全が確保されるものとする。
　ただし、上流に溢水が生じる恐れのある時は、直ちにこれを撤去すること。
（4）請負者は作業にあたり騒音規制法、振動規制法、県生活環境の保全等に関する条例及び当市環境基本条例、環境保全条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
（5）請負者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合や、監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中断を命ずることがある。
（6）作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないよう十分注意すること。万一、汚損させたときは作業終了後の都度、速やかに洗浄・清掃すること。
（7）作業終了時は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し作業場所の清掃を行うこと。

２．管渠内清掃工
（1)作業にあたっては、日本下水道管路管理業協会発行「下水道管路管理積算資料」の作業要領を参考に行うこと。
（2）作業時間帯については、道路使用許可条件や地先住民等との協議を厳守して実施すること。
（3）作業にあたっては、下流側に土砂等を流下させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を請負者の責任で取り除くこと。

（4）請負者は、作業にあたって十分な運搬車両を配置すること。このとき、当市の積算根拠を参考に行うこと。

（5）運搬車両は、施工計画書において当市に事前に届け出たものを使用すること。

（6）運搬車両は、その使用にあたって土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩をおこさない構造の車両を使用すること。

（7）積込作業にあたっては、土砂等の飛散により通行者・通行車両及びその他工作物を汚損させないように措置を講ずること。

（8）土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

（9）土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないよう十分注意するとともに、道路交通法等を遵守して運搬すること。

(10) 本委託の土砂等の処分については、当市において処分単価契約を行っている株式会社旭商会により処理処分を行います。よって、受注者は株式会社旭商会が運営する中間処分場までの運搬を行うこと。

中間処分場：株式会社旭商会　ソリューション・プラザ
相模原市緑区下九沢２０９６番１外１１筆

許可番号：０９８２０００２３７８

(11) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠を破損することのないよう吐出圧には十分に留意すること。

(12) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、水道水またはこれと同等以上のものとし、車両出発地から搬出すること。市で洗浄水の提供は行いません。

(13) 産業廃棄物の収集・運搬は、神奈川県より許可をうけたものを使用すること。

(14) 産業廃棄物の種類：汚泥　予定数量：2.4ｔ

(15)清掃後、今後の維持管理ために伏越部及び圧送管部マンホールの平面図と断面図を作成すること。図面はＣＡＤデータ（jww、DXF、SFC、DWG、PDF）で提出すること。

３．本管調査工

（1）作業にあたっては、あらかじめ当該調査個所を洗浄し、調査の制度を高めること。

（2）本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。撮影にあたっては、適切かつ鮮明な映像を確保すること。

（3)本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、副管口、取付管の突出し、油脂の付着、木根の侵入、侵入水などについて以上の程度を確認し、全区間について撮影し、DVD 等に収録すること。

（4)本管内の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

（5)取付管部の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

（6)管きょ内に異常が発見された場合は、異常個所を拡大した画像を保存するものとす

る。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

（7）下水道台帳の電子化の観点から、海老名市が独自に定める様式（別紙１参照）で調査結果をまとめること。ただし、自社の調査記録票を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得るとともに、市の様式も併せて提出すること。

（8）写真帳および記録表は、施設番号毎にファイリングすること。記録形式はＰＤＦまたはエクセルファイルとする。詳細については監督員と協議すること。

４．マンホール目視点検調査工

(1)マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管渠の布設状況、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査すること。さらにマンホール内部に損傷等を発見した場合、詳細撮影を行うこと。マンホール蓋については、裏表の写真を撮影すること。
写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影するものとする。

（2）集計表および記録表は別紙２，３にまとめること。

（3）マンホール上下流の管口周辺の腐食の有無を確認すること。

５．その他

（1）本委託の完了は、作業が終了し、所定の業務完了竣工書類（第１章総則第４条第４項）が提出され、書類の手直し等が終了し再提出された時点で業務完了届の受理となるため、契約工期内にこれらを全て終了すること。また、当市の検査員による検査の受検、これの合格をもって完了となります。

（2）請負人は、中間検査及び完了検査に立ち会うこと。

（3）作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は速やかに監督員に報告すること。

（4）設計図書に特別明示していない事項があっても、作業遂行上当然必要なものについては請負者の負担にて処理すること。

（5）その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

（6）土砂等（廃材）の運搬はマニフェストにより管理し、適正に行うこと。

（7）歩掛りは、公益社団法人　日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-（2020 年版）」および公益社団法人　日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理積算資料-2023-」を採用しています。

（8）公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」「下水道管路管理主任技士」のうち、いずれかの資格を有すること。

（9）堆積しているコンクリート、モルタルについては、確実に除去を行うこと。

特記事項（廃棄物の収集運搬）

第１条（法の遵守）
　甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする

第２条（委託内容）
１（乙の事業範囲）
　乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。なお許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。
許可都道府県・政令市：許可書（写）参照
許可の有効期限：同　　上
事業範囲：同　　上
許可の条件：同　　上
許可番号：同　　上

２（委託する産業廃棄物の種類、数量）
　甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類は、次のとおりとする。
種　　類：汚　　泥
数　　量：2.4　ト　ン

３（運搬の目的地）
　乙は甲から委託された前項の産業廃棄物を甲の指定する次の目的地に搬入する。また、その積み込み作業の開始から目的地での荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
氏　　名：株式会社旭商会　代表取締役　浦部　大輔
住　　所：神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目２８番１４号
許可都道府県・政令市：相模原市
許可番号：第０９８２０００２３７８号
許可の有効期限：令和9年11月30日
許可の条件：生活環境保全上必要な措置
　　環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。
事業の区分：中間処理（焼却、乾燥、破砕、圧縮、選別）
産業廃棄物の種類：（取り扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く）
　ア　ソリューション・プラザ
　　（ア）乾燥に係るもの
　　汚泥
　　（イ）焼却に係るもの
　　汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず
　　（ウ）破砕に係るもの
　　廃プラスチック類
　イ　第一エコ・プラザ
　　（ア）破砕に係るもの

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

（イ）圧縮に係るもの

紙くず、繊維くず、廃プラスチック類

（ウ）選別に係るもの

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

（注１）取り扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

（注２）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。

事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

（１）中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

ア　ソリューション・プラザ

相模原市緑区下九沢２０９６番１外１１筆（８０６２．６４㎡）

イ　第１エコ・プラザ

相模原市緑区橋本台二丁目２１８１番１外２筆（３４１７．２３㎡）

（２）中間処理施設

ア　ソリューション・プラザ

(ア) 焼却　処理能力　５．７ｔ／日（１７時間）

(イ) 乾燥

ａ　下水及び道路排水関係汚泥の場合　処理能力　８０ｔ／日（１７時間）

ｂ　メッキ汚泥及び酸又はアルカリによる表面処理汚泥の場合

処理能力　２７ｔ／日（１７時間）

(ウ)破砕　処理能力　４．８ｔ／日（　８時間）

イ　第１エコ・プラザ

(ア) 破砕施設　２基

ａ　廃プラスチック類　処理能力　７４．２ｔ／日（１３時間）

紙くず　処理能力　８２．２ｔ／日（１３時間）

木くず　処理能力　８７．２ｔ／日（１３時間）

繊維くず　処理能力　４１．３ｔ／日（１３時間）

ゴムくず　処理能力１２０．３ｔ／日（１３時間）

ｂ　廃プラスチック類　処理能力　５２．６ｔ／日（１３時間）

紙くず　処理能力　４５．１ｔ／日（１３時間）

木くず　処理能力　８２．８ｔ／日（１３時間）

繊維くず　処理能力　５２．６ｔ／日（１３時間）

ゴムくず　処理能力１０４．３ｔ／日（１３時間）

金属くず　処理能力１１８．０ｔ／日（１３時間）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

処理能力２００．７ｔ／日（１３時間）

がれき類　処理能力１４８．４ｔ／日（１３時間）

(イ) 圧縮施設

廃プラスチック類　　処理能力　５９．２ｔ／日（１３時間）

紙くず　　処理能力　９０．６ｔ／日（１３時間）

繊維くず　　処理能力　７１．１ｔ／日（１３時間）

(ウ) 選別施設　　処理能力　５８．５ｔ／日（１３時間）

（３）保管施設

ア　ソリューション・プラザ

(ア) 廃プラスチック類保管施設

a　処理前焼却物置場（容器保管カゴ５１台）

保管面積　７２．３㎡　最大保管量　８１．６㎥

b　処理前焼却物置場（ドラム缶２２５缶）

保管面積　４５．０㎡　最大保管量　４５．０㎥

c　処理前廃プラスチック類置場

（アームロールコンテナ１２台又はフレコンバック）

保管面積　１７０．５㎡　最大保管量　８４．０㎥

d　処理前廃プラスチック類置場（容器保管７２個）

保管面積　３０．０㎡　最大保管量　７２．０㎥

e　処理前廃プラスチック類置場（容器保管）

保管面積　８７．０㎡　最大保管量　１７４．０㎥

f　処理前廃プラスチック類置場

保管面積　６３．０㎡　最大保管量　１３８．５㎥

g　処理前廃プラスチック類置場（容器保管１８０個）

保管面積　９６．１㎡　最大保管量　１８０．０㎥

(イ) 汚泥保管施設

a　処理前清掃関係汚泥置場

保管面積　４０．０㎡　最大保管量　４０．０㎥

b　処理前高含水汚泥タンク（タンク保管）

保管面積　６３．０㎡　最大保管量　７２．０㎥

c　処理前汚泥置場

保管面積　６９．２㎡　最大保管量　１４８．８㎥

d　処理前汚泥ピット

保管面積　１４．０㎡　最大保管量　２１．０㎥

e　処理前泥状物ピット

保管面積　１４．５㎡　最大保管量　２１．６㎥

f　処理前汚泥置場（容器保管９０個）

保管面積　４９．５㎡　最大保管量　９０．０㎥

(ウ) 処理前廃油置場（タンク２基及びドラム缶保管）

保管面積　４３．９㎡　最大保管量　２１．２㎥

(エ) 処理後燃え殻・ばいじん・汚泥置場（容器保管５４個）

保管面積　２０．４㎡　最大保管量　５４．０㎥

(オ) 処理後汚泥置場　保管面積　４１．９㎡　最大保管量　１１３．７㎥

(カ) 処理前置場（紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類）

保管面積　９０．７㎡　最大保管量　６４．０㎥

(キ) 処理後置場（紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類）

保管面積　１３６．０㎡　最大保管量　１４４．０㎥

イ　第１エコ・プラザ

（ア）処理前保管施設

保管面積　４０．０㎡　最大保管量　３２．０㎥
保管面積　４０．０㎡　最大保管量　６３．０㎥
保管面積　３０．０㎡　最大保管量　４５．０㎥
保管面積　７２．０㎡　最大保管量　１０８．０㎥
保管面積　７２．０㎡　最大保管量　１０８．０㎥

（イ）処理後保管施設

保管面積　９６．０㎡　最大保管量　２２７．５㎥
保管面積　４０．０㎡　最大保管量　４８．０㎥
保管面積　４８．０㎡　最大保管量　６６．０㎥
保管面積　９４．２㎡　最大保管量　２００．０㎥

第３条（適正処理に必要な情報の提供）

１　甲が乙に処分を委託する産業廃棄物は次のとおりとする。

産業廃棄物の発生工程：水路、下水道（雨水・汚水）及び道路側溝に堆積した汚泥の浚渫・清掃作業

産業廃棄物の性状及び荷姿：泥状

腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：性状の変化なし

混合等により生ずる支障　：支障なし

日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：該当なし

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項：該当なし

その他（特別管理）産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項：該当なし

２　甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

３　甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第４条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし業務終了報告書は、第２条第３項に規定する最終目的地までの運搬区間に応じたマニフェストＢ２票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第５条（業務の一時停止）
　乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第６条（内容の変更）
　甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において契約単価もしくは契約期間を変更するときあるいは予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第３条第２項の場合も同様とする。

第７条（契約解除時における処理）
　甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は次の措置を講じなければならない。
（１）乙の義務違反により甲が解除した場合
　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
（２）甲の義務違反により乙が解除した場合
　乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

本管調査集計表

別紙１

調査業務名	
調査実施年（西暦）	
調査業者名	

施設情報								緊急度の判定										管路異常箇所																																								計			
No	施設番号	人孔番号		人孔間延長	管径	管種	管本数	緊急度	異常箇所			スパン本全体の評価			不良発生率(%)			腐食			たるみ蛇行			破損			クラック			隙間ずれ			浸入水			取付管突出			油脂付着			樹木根侵入			モルタル			土砂堆積			偏平			変形			その他				
								Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（半角）	整数（半角）			不良発生率 A・B・C（全角）	腐食 A・B・C（全角）	たるみ A・B・C（全角）	小数点数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			整数（半角）			異常項目と箇所数を記載				
		上流人孔	下流人孔	（m）	（mm）				A	B	C				a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c		a	b	c	計

人孔調査結果集計表

別紙２

調査業務名	
調査実施年（西暦）	
調査業者名	

人孔基本情報					人孔機能情報					人孔調査結果情報											
No	施設番号	処理分区	人孔番号	人孔種別	中間スラブの有無	滞水・滞留	土砂・竹木・モルタル	インバート洗掘・破損	副管破損・閉塞	ステップの有無	ステップ本数	ステップ腐食・破損	斜壁・直壁・立上り壁の破損	斜壁・直壁・立上り壁のズレ	斜壁・直壁・立上り壁の腐食	斜壁・直壁・立上り壁の浸入水	斜壁・直壁・立上り壁の木根侵入	管口の破損	管口のズレ	管口の浸入水
					整数（半角）	A・E	A・E	A・B・C・E	A・B・E	A・C・E	整数（半角）	A・B・C・D・E	A・C・E	A・C・E	A・B・C・E	A・B・C・E	A・B・C・E	A・C・E	A・C・E	A・B・C・E

別紙３

マンホール用調査記録表

スパン番号		マンホール種別	号/寸法	道路管理者	国道/県道/市道/私道	排除方式	合流/分流/雨水
マンホール番号				占用位置	車道/歩道/その他		
酸素濃度	%		硫化水素濃度	ppm		調査日	

部位		異常項目	調査結果						備考
			Aランク	結果	Bランク	結果	Cランク	結果	
マンホール	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損･欠落		調整モルタル及びリングのずれ		調整モルタル及びリングのずれ・クラック		
	斜壁	腐食	鉄筋露出		骨材露出		表面の荒れ		
		破損	欠落･陥没		全体に亀裂		軽微な破損(A･B以外)		
		クラック	全体がクラック(人孔全周幅5mm以上)		部分的にクラック(人孔半周幅2~5mm以上)		軽微なクラック(幅2mm未満)		
		隙間･ズレ	全体が脱却		一部が脱却		わずかの隙間･ズレ		
		浸入水	噴き出ている状態		流れている状態		にじんでいる状態		
		木根侵入	内径の50%以上		内径の10%~50%以上		内径の10%未満		
	直壁(管工口部含む)	腐食	鉄筋露出(pH:1程度)		骨材露出(表面pH: 3 未満)		表面の荒れ(表面pH: 3 以上 5 以下)		内面表面pH＊1(下流管口)
		破損	欠落(陥没)		全体に亀裂		軽微な破損(A･B以外)		
		クラック	全体がクラック(人孔全周、幅5mm以上)		部分的にクラック(人孔半周、幅2~5mm以上)		軽微なクラック(幅2mm未満)		
		隙間･ズレ	全体が脱却		一部が脱却		わずかの隙間･ズレ		
		浸入水	噴き出ている状態		流れている状態		にじんでいる状態		
		木根侵入	内径の50%以上		内径の10%~50%以上		内径の10%未満		
		タルミ	内径の3/4以上		内径の1/2~3/4		内径の1/2未満		
	足掛金具	腐食･劣化状況	欠落している		鉄筋が細くなっている		錆の発生		足掛本数＊2
	インバート	インバート状況	インバートがない		部分的な欠落		ー		
	全体	臭気	常に発生		使用ピーク中に発生		季節的に発生		
流下状況		油脂･モルタル･土砂等の蓄積状況	管径の1/3以上の付着		管径の1/3~1/10の付着		管径の1/10未満の付着		

＊1：表面pHは、硫化水素によるコンクリート腐食の可能性がある場合(圧送管吐出先部,伏越しマンホール等)で測定する(腐食ランクが判定される箇所で表面pHを測定する。判定されない箇所では測定不要)
＊2：足掛け本数は、点検・調査実施日に残存している本数とする。

数　量　総　括　表

工種区分・工　種	種　別	細　別	規　格	単　位	計算数量	発注数量	変更数量	増減	摘　要
管渠内清掃工									
	伏越部清掃工	上下流人孔含む		日	1	1			
	圧送管部清掃工	上下流人孔含む		日	1	1			
	土砂処分工	4 t		㎥	2.25	2			
調査工									
	マンホール目視調査工			基	4.0	4			
	圧送管点検工			m	9.4	9			
	管渠内洗浄工			m	38.6	38			
	本管テレビカメラ調査工			m	38.6	38			
	報告書作成工	マンホール目視点検工		基	4.0	4			
	報告書作成工	圧送管点検工		箇所	1.00	1			
	報告書作成工	本管テレビカメラ調査工		m	38.6	38			
仮設工									
	水替え工	φ250		式	1.0	1			
	水替え工	φ450		式	1.0	1			
	交通誘導警備員		交通誘導員B	式	1.0	1			

令　　和　　7　　年　　度

公共下水道管渠内清掃点検委託（伏越部及び圧送管部）設計書

<table>
<tr><td>番　　号</td><td>R7.7歩掛、R7.7単価</td><td>施　工　年　度</td><td>令和7年度</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">公共下水道管渠内清掃点検委託（伏越部及び圧送管部）</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="3">海老名市　東柏ケ谷六丁目ほか１　地内</td></tr>
<tr><td>施　工　主</td><td>海老名市</td><td colspan="2" rowspan="10">概要
伏越部及び圧送管部の清掃及び点検

1. 管渠内清掃工　…1.0式（伏越部清掃工、圧送管部清掃工）

2. 管渠内清掃工　…1.0式（マンホール目視調査工、圧送管点検工、本管テレビカメラ調査工）

3. 仮設工　…1.0式（水替工、交通誘導警備員B）</td></tr>
<tr><td>設　計　区　分</td><td></td></tr>
<tr><td>路　線　名</td><td></td></tr>
<tr><td>期　　間</td><td>令和 7年 10月 22日 ～ 令和 8年 1月 23日</td></tr>
<tr><td>日　　数</td><td>94 日</td></tr>
<tr><td>部　課　名</td><td>まちづくり部下水道課</td></tr>
<tr><td>積　算　担　当</td><td>管路施設係</td></tr>
<tr><td>合　計　額</td><td></td></tr>
<tr><td>価　　格</td><td></td></tr>
<tr><td>消費税相当額</td><td></td></tr>
</table>

内　　訳　　書

工事区分	工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
費	下水道工事（２）							
		管渠内清掃工		式	1			A-　1号内訳書
		管渠内調査工		式	1			A-　2号内訳書
		仮設工		式	1			A-　3号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		安全費		式	1			A-　4号内訳書
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費		式	1			
工事価格								

内　　訳　　書

工事区分	工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
消費税相当額								
合計額								

間　接　費　明　細　書

設		計		条	件
工　　種	下水道工事（２）	工事日数(内冬日数	94日/84日	共通仮設費対象外額	
場所区分	一般交通影響有り（２）	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	補正なし	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算　出　基　礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数３位四捨五入２位止めとする。

共　通　仮　設　費　＝(対象額×率)×掛率
＝(　　×　　%)×50.0%
＝

対象額 ＝ 直接工事費＋支給品費＋事業損失防止施設費－共通仮設費対象外額－支給共仮費対象外額＋準備費処分費－処分除外費
＝　　＋　　＋　　－　　－　　＋　　－
＝

率　＝ 対象額による率×地域補正係数
＝　　%×
＝　　%×　　→　　∴　　%

対象額による率 ＝　　%

現　場　管　理　費　＝ 対象額×率
＝　　×　　%
＝

対象額 ＝ 直接工事費＋共通仮設費＋支給品費＋支給品費(現)－現場管理費対象外額－支給現場費対象外額－処分除外費
＝　　＋　　＋　　＋　　－　　－　　－
＝

率　＝ 対象額による率×地域補正係数
＝　　%×
＝　　%×　　→　　∴　　%

対象額による率 ＝　　%

間　接　費　明　細　書

算　　出　　基　　礎

一　般　管　理　費　＝　対象額×対象額による率＋対象額×契約保証補正値－調整額
＝　　×　％＋　　×　％－
＝

対象額　＝　工事原価－一般管理費対象外額－処分除外費＋一般管理補正額
＝　　－　　－　　＋
＝

対象額による率　＝　　％

A-　1号　　1式当たり　　内訳書

管渠内清掃工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
伏越部清掃工	上下流人孔含む	日	1			B-　1号明細書
圧送管部清掃工	上下流人孔含む	日	1			B-　2号明細書
土砂処分工（強力吸引車運搬工　4ｔ）	運搬状況係数β=5.8、運搬距離20km	m3	2			C-　1号単価表
計						

A-　2号　　1式当たり　　内訳書

管渠内調査工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工		基	4			C-　2号単価表
圧送管点検工		m	9			C-　3号単価表
管きょ内洗浄工		m	38			D-　1号単価表
本管テレビカメラ調査工(直視測視式　小中口径管)	既設管　ヒューム管･塩ビ管(管長2m以上)	m	38			C-　4号単価表
報告書作成工(ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工)		基	4			C-　5号単価表
報告書作成工（圧送管点検工）		箇所	1			C-　6号単価表
報告書作成工(本管テレビカメラ調査工、小中口径)	直視側視式 既設管 ヒューム管･塩ビ管(管長2m以上)	m	38			C-　7号単価表
計						

A-　3号　　1式当たり　　内訳書

仮設工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
水替工（潜水ポンプによる水替）		式	1			C-　8号単価表
水替工（潜水ポンプによる水替）		式	1			C-　9号単価表
交通誘導警備員Ｂ		現場	1			C-　10号単価表
計						

A-　4号　　1式当たり　　内訳書

安全費

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
換気設備		日	2			C-　11号単価表
計						

B-　1号　　1日当たり　　明細書

伏越部清掃工

上下流人孔含む

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
高圧洗浄車運転工	４ｔ	日	1			C-　12号単価表
強力吸引車運転工		日	1			C-　13号単価表
給水車運転工		日	1			C-　14号単価表
計						

B-　2号　　1日当たり　　明細書

圧送管部清掃工

上下流人孔含む

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
高圧洗浄車運転工	４ｔ	日	1			C-　12号単価表
強力吸引車運転工		日	1			C-　13号単価表
給水車運転工		日	1			C-　14号単価表
計						

C-　1号　　1m3当たり　　単価表

土砂処分工（強力吸引車運搬工　４ｔ）

運搬状況係数β=5.8、運搬距離20km

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
強力吸引車運転工(５)	４ｔ	時間	1.74			C-　15号単価表
諸雑費		式	1			
計						

C-　2号　　25基当たり　　単価表

ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管路調査技師		人				
調査技師補		人				
調査補助員		人				
ライトバン運転工(2)	1.5L 80kW	日	1			C-　16号単価表
＜１日当り計＞						
諸雑費		式	1			
計						
１基当たり						

C-　3号　　50m当たり　　単価表

圧送管点検工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管路調査技師		人				
調査技師補		人				
押込式テレビカメラ損料管		日				
ライトバン運転工(2)	1.5L 80kW	日	1			C-　17号単価表
計						
１m当たり						

C-　4号　　150m当たり　　単価表

本管テレビカメラ調査工(直視測視式　小中口径管)

既設管　ヒューム管･塩ビ管(管長2m以上)

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管路調査技師		人				
調査技師補		人				
調査助手		人				
本管テレビカメラ搭載車運転工(1)	直視側視式 小中口径管	日	1			C-　18号単価表
＜１日当り計＞						
計						
１m当たり						

C-　5号　　50基当たり　　単価表

報告書作成工(ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工)

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理主任技師		人				
管理技師		人				
管路調査技師		人				
調査技師補		人				
諸雑費		式	1			
＜１日当り計＞						
計						
１基当たり						

C-　6号　　80箇所当たり　　単価表

報告書作成工（圧送管点検工）

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理主任技師		人				
管理技師		人				
管路調査技師		人				
調査技師補		人				
諸雑費		式	1			
＜１日当り計＞						
計						
１箇所当たり						

C-　7号　　560m当たり　　単価表

報告書作成工(本管テレビカメラ調査工、小中口径)

直視側視式 既設管 ヒューム管･塩ビ管(管長2m以上)

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理主任技師		人				
管理技師		人				
管路調査技師		人				
調査技師補		人				
諸雑費		式	1			
＜１日当り計＞						
計						
１m当たり						

C-　8号　　1式当たり　　単価表

水替工（潜水ポンプによる水替）

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
潜水ポンプ仮設・撤去		式	1			C-　19号単価表
潜水ポンプ運転工		日	1			C-　20号単価表
止水プラグ損料	φ250㎜　円形管（ゴム交換不可）	供/日				
諸雑費		式	1			
計						

C-　9号　　1式当たり　　単価表

水替工（潜水ポンプによる水替）

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
潜水ポンプ仮設・撤去		式	1			C-　21号単価表
潜水ポンプ運転工		日	1			C-　22号単価表
止水プラグ損料	φ450mm	供/日				
諸雑費		式	1			
計						

C-　10号　　1現場当たり　　単価表

交通誘導警備員Ｂ

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通誘導警備員Ｂ		人日	10			
計						

C-　11号　　1日当たり　　単価表

換気設備

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
換気設備工		日	1			D-　2号単価表
計						

C-　12号　　1日当たり　　単価表

高圧洗浄車運転工

４ｔ

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	35.4			
運転手(特殊)		人				
高圧洗浄車損料	4t積　154kW(210PS)	hr				
計						

C-　13号　　1日当たり　　単価表

強力吸引車運転工

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	45.6			
運転手(特殊)		人				
強力吸引車損料	4t積　154kW(210PS)	hr				
計						

C-　14号　　1日当たり　　単価表

給水車運転工

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	31.8			
運転手(一般)		人				
給水車損料	4t積　154kW(210PS)	hr				
計						

C-　15号　　1時間当たり　　単価表

強力吸引車運転工（５）

４ｔ

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	8.2			
運転手(特殊)		人				
強力吸引車損料	4t積　154kW(210PS)	hr				
諸雑費		式	1			
計						

C-　16号　　1日当たり　　単価表

ライトバン運転工(2)

1.5L 80kW

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ,ｽﾀﾝﾄﾞ渡し	L	11			
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ･四輪駆動	乗車定員5名 排気量1.5L	hr				
計						

C-　17号　　1日当たり　　単価表

ライトバン運転工(2)

1.5L 80kW

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ,ｽﾀﾝﾄﾞ渡し	L	11			
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ･四輪駆動	乗車定員5名 排気量1.5L	hr				
計						

C-　18号　　1日当たり　　単価表

本管テレビカメラ搭載車運転工(1)

直視側視式 小中口径管

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ,ｽﾀﾝﾄﾞ渡し	L	43			
運転手(一般)		人				
本管テレビカメラ搭載車	小中口径 直視側視式（自走車等付）	hr				
諸雑費		式	1			
計						

C-　19号　　1式当たり　　単価表

潜水ポンプ仮設・撤去

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	23			
清掃技師		人				
普通作業員		人				
ﾄﾗｯｸ ｸﾚｰﾝ装置付	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.0t	hr				
諸雑費		式	1			
計						

C-　20号　　1日当たり　　単価表

潜水ポンプ運転工

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
特殊作業員		人				
発動発電機運転工	ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動 3kVA	日	1			C-　23号単価表
工事用水中ﾓｰﾀﾎﾟﾝﾌﾟ　普通型(潜水ﾎﾟﾝﾌﾟ)	口径φ50mm 全揚程10m	運/日				
計						

C-　21号　　1式当たり　　単価表

潜水ポンプ仮設・撤去

名　　称	規　　格	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	23			
清掃技師		人				
普通作業員		人				
ﾄﾗｯｸ ｸﾚｰﾝ装置付	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.0t	hr				
諸雑費		式	1			
計						

C-　22号　　1日当たり　　単価表

潜水ポンプ運転工

名　　称	規　　格	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
特殊作業員		人				
発動発電機運転工	ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動 3kVA	日	1			C-　24号単価表
工事用水中ﾓｰﾀﾎﾟﾝﾌﾟ　普通型(潜水ﾎﾟﾝﾌﾟ)	口径φ50mm 全揚程10m	運/日				
計						

C-　23号　　1日当たり　　単価表

発動発電機運転工

ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動 3kVA

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ,ｽﾀﾝﾄﾞ渡し	L	14			
発動発電機 ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動	定格容量3kVA	運/日				
計						

C-　24号　　1日当たり　　単価表

発動発電機運転工

ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動 3kVA

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｶﾞｿﾘﾝ	ﾚｷﾞｭﾗｰ,ｽﾀﾝﾄﾞ渡し	L	14			
発動発電機 ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動	定格容量3kVA	運/日				
計						

D-　1号　　555m当たり　　単価表

管きょ内洗浄工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
高圧洗浄車運転工	４ｔ使用	日	1			E-　1号単価表
給水車運転工	４ｔ使用	日	1			E-　2号単価表
計						
１ｍ当たり						

D-　2号　　1日当たり　　単価表

換気設備工

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軸流ﾌｧﾝ 軸流式 定風量型	風量50/60(50/60Hz)m3/min 風圧0.3/0.4	運/日				
発動発電機運転費	２５kVA､排出ガス対策型(第１次基準)	日	1			F-　1号運転費
諸雑費		式	1			
計						

E-　1号　　1日当たり　　単価表

高圧洗浄車運転工

４ｔ使用

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	39			
運転手(特殊)		人				
高圧洗浄車損料	4t積　154kW(210PS)	hr				
計						

E-　2号　　1日当たり　　単価表

給水車運転工

４ｔ使用

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	34.8			
運転手(一般)		人				
給水車損料	4t積　154kW(210PS)	hr				
計						

F-　1号　　1日当たり　　運転費

発動発電機運転費

２５kVA、排出ガス対策型(第１次基準)

名　称	規　格	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
軽 油	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油	L	15			
発動発電機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動)賃料	25kVA(排出ｶﾞｽ対策型含む)	日				
計						

許認可等調書

認定番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札案件名	（契約番号　　）
許認可等の要件 ※入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

〇許認可等の概要

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

※許認可・資格・認証等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。
※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号

商号又は名称

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に１部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	（契約番号　　）
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年　　月　　日
当該業務の経験年数	
	従事実績の概要　※参加条件として実績を指定していない場合は記入不要
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	□資格等を確認できる書類　　（必須）
	□恒常的・継続的な雇用の確認できる書類　　（必須） （原則として、健康保険被保険者証の写し）
	□
	□
	※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

担当者様　　連絡先